



2025年5月19日

各 位

会社名 北海道瓦斯株式会社
代表者名 代表取締役社長 川村 智郷
(コード：9534、東証プライム・札証)
問合せ先 常務執行役員 総務人事部長
八木 渉
(TEL. 011-792-8301)

役員報酬体系の見直しおよび譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬体系の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」という。)の導入を決議し、本制度の導入に関する議案を2025年6月20日開催予定の第179回定時株主総会(以下、「本株主総会」という。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員報酬体系の見直しについて

(1) 見直しの目的および概要

当社の取締役の報酬は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。これまでの役員報酬は、基本報酬と株式報酬型ストックオプションで構成しておりましたが、短期および中長期的な業績および企業価値向上に向けてより一層のインセンティブが働く報酬体系とするため、基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬による構成とすることといたしました。なお、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、引き続き基本報酬のみといたします。

(2) 新体系の概要

当社の取締役の報酬は、金銭報酬として基本報酬および業績連動報酬、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬により構成します。そのうち、基本報酬および譲渡制限付株式報酬(基準額)は固定報酬とします。各報酬の概要および算定方法は以下の通りです。

①基本報酬

月例の固定報酬とし、役位および職責に応じ、従業員給与の水準等も考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

②業績連動報酬

事業年度ごとの業績向上へのインセンティブとして、役位別に定められた報酬額に

業績指標を反映した金額を年1回支給する。また、算定の基礎とする業績指標については、連結営業利益率、連結総資産経常利益率(ROA)、連結自己資本当期純利益率(ROE)とし、報酬額は役位によらず共通の基準に基づいて決定する。

なお、業績連動報酬の総額は、年額30,000千円をその上限とする。

③譲渡制限付株式報酬

中長期の企業価値向上へのインセンティブとして、役位別に定められた基準額と株価を踏まえた譲渡制限付株式を毎年一定の時期に割当てる。

2. 譲渡制限付株式報酬制度の導入について

(1) 本制度の導入目的等

1) 本制度の導入目的

本制度は、当社取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対し、譲渡制限付株式を割当てることで、中長期的な企業価値向上へのインセンティブをこれまで以上に高めることを目的として導入するものです。

2) 本制度の導入条件

当社取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第160回定時株主総会において、報酬総額を年額3億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない)とすること、また、2014年6月25日開催の第168回定時株主総会において、前記報酬額の範囲内、かつ、年2,000個の範囲内で、取締役に対して株式報酬型ストック・オプション制度として、新株予約権を付与することにつきご承認いただいております。本制度の導入については、前記報酬額の範囲内で、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てに関する具体的内容の決定につき、本株主総会において、株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。なお、本制度の導入に伴い、株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、当該制度に基づく新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

(2) 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割当てるために金銭報酬債権を付与し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行又は処分を受けるものです。本制度の概要は以下の通りです。

1) 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、当社取締役会決議に基づき、対象取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として前記報酬額の範囲内で金銭報酬債権を支給する。対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。なお、譲渡制限付株式1株あたりの払込金額は、その発行または処分に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とする。

2) 譲渡制限付株式の総数

各事業年度において対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の総数は、80,000株をその上限とする。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または、株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を調整する。

3) 譲渡制限付株式割当契約の概要

本制度に基づき当社の普通株式の発行または処分をするにあたり、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結する。（本割当契約により割当てを受けた当社普通株式を、以下「本株式」という。）

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式に関する払込期日（以下、本払込期日という。）から当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員等および従業員のいずれの地位からも退任または退職する時点までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本株式について、譲渡、譲渡担保権の設定、その他の処分をすることができない。

② 譲渡制限の解除

以下のいずれかに該当する場合、本株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし以下のBおよびCに該当する場合には、当該事象の発生あるいは承認までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について譲渡制限を解除する。

A 上記①の譲渡制限期間が満了した場合

B 対象取締役が、本払込期日の直前の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会までの期間中に、死亡、任期満了、その他正当な理由により、当社および当社子会社の取締役、監査役、執行役員等および従業員のいずれの地位からも退任または退職することが確定した場合。

C 本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認され、本株式の譲渡制限解除について当社の取締役会で決議された場合。

D 当社の普通株式に対し、金融商品取引法第27条の2以下に規定される公開買付けが開始された場合であって、対象取締役から当社に対して当該公開買付けに応募するために本譲渡制限を解除するよう書面により申し出があり、本株式の譲渡制限を解除する日を取締役会が別途定めた場合。

E その他、取締役会で決議された場合。

③ 無償取得事由

A 当社は、上記②BおよびCに定める場合において、取締役会で決議のうえ、譲渡制限が解除されていない本株式を無償で取得する。

B その他、取締役会で決議された場合。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、当社の執行役員等に対しても、上記と同内容の譲渡制限付株式を割当てる予定です。

以上